

関係史料意識文

※史料はいずれも倉敷市所蔵井上家文書。意識文は抄出。()内は大島註

①小林金之助

小林様のお人柄が世に顕れ、御支配所村々役人・百姓たちはそのご人徳に感じ入り毎年伊勢へご武運長久の御祈禱し、村役人が順番に参詣して御札を頂戴し大坂陣屋へ納めているとのこと。また、このたびは大和国の上田作次郎と申す大身の大庄屋の発起で小林様の肖像画を作り上田宅へ掛けて村中のものに参詣させ、神仏の次に拝礼させたいと私に下絵、その他の世話を頼んできた(中略)ご存命中から神に祀られ、お手柄は無類、治世の御高名はこのことかと感涙を流したことだ。

〔三郎右衛門・おみと宛慶雲書状〕9-19-B-2

②村方騒動

- ★兎角金鎧を着用しているので先方は強武者である。 (三郎右衛門宛書状)2-19-A-45
- ★国元乱勢いまだ治まらないとの事、気の毒千万。(善左衛門宛慶雲書状) 2-19-A-29
- ★江戸行のぬけ者たちが私の所に立ち寄り切り口上で自慢げな理屈話をするのも聞き飽き大迷惑している。 (三人宛慶雲書状) 9-19-B-11
- ★村騒動の件で仲間の者たちも江戸へ行く様子とのこと、気の毒に思う。しかし三郎右衛門は若輩を申し立てて、けて行かぬように。 (御両所宛広人書状) 9-19-B-3
- ★倉敷にいれば地獄を日々見分することになるので、むしろしゃするだけ。それは新禄の事ばかりではないが(古禄の)仲間の事は気の毒千万に思う。それゆえ一時も早く死にたいとのみ思う。京にいれば長寿を好み天地の違い(中略)国にあれば新禄も弓引く心があるのでよろしくないであろう。ただ、役をせず、あたらす触らずして家を守り心豊かに暮らし節約商売のみしていれば不自由はない。無役でいる方が当町では人請けも良く旧家の顔が立つというものだ。 (善左衛門・お文宛慶雲書状) 2-19-1A-16
- ★とにかく先達の者は上下の者のうけが宜しくない。これに一味するのは是非もないことだが銭屋・俵屋・蔦屋(いずれも古禄の岡家)などはすでに引き退いた由、さらに恐ろしいことだ。しかし、最早うじうじしている場合ではない。男の義理をたてぬき、腰強くて長追いは無用。済まし処を見計らうのが肝要。 (三郎右衛門宛慶雲書状) 2-19-A-66

③年寄役退役

先月 14 日夜(小野)七太夫が退役した事は私共の取り計らい方が不行き届きだからだという世評がありまた、退役の後(小野家の)家財道具など片付け土蔵に納め封印し御用書類並びに村用書類は私(端木)宅が(小野家の)近所なのでとりあえず預かってほしいと仲間の者たちが申すので封印したまま預かっていたことまでも「不埒なやり方だ」と村内一統の者たちがお上へ申し上げたのも誠に恐れ多いことです(中略)年来年寄役を務めてきましたがこんな悪評を立てられたのは初めてのことで口惜しいことです。このため今朝玉泉寺へ行き仏前で薙髪し退役届を出しました。まだ退役の許可もないまま我儘な行動をしたので寺内に謹慎しておりますから如何様にも御処分ください(中略)不才・短氣、その上持病の

癩が時々起こるので仲間の者も煩わしく思っているでしょう。 万一病気になって人に迷惑をかけ家身を失ってはいけないので、これより世外の身となれば仲間一同も安心し村内もよく治まるでしょう。

〔田川・高梨宛広輔書状〕23-19-1-10

④千種家と端木

近衛様の姫君(近衛忠熙の娘・観如院・豊子。実父は内大臣・広幡基豊)が江戸の清水様(徳川齊彊。徳川家斉 21 男。清水徳川家 5 代、紀州徳川家 12 代藩主)へ嫁がれることとなり、今年 11 月に婚礼との事で、千種様の伯母様が九月に京へ来られ、10 月末まで逗留されて姫君のお供をして江戸へお帰りになる。姫君は一旦、公方様の養女となられ、それから清水様へ嫁がれることになっている。その土産として京中中の書画三千枚ほどの準備を千種様へ依頼されたので、この節千種家は大騒動である。私(端木)は折々千種家へ参上し、伯母様が来られた時の饗応の能楽の稽古相手をしているが、千種様父子、五辻様など舞の稽古に精を出されている。11 月に伯母さまが帰国される時の公方様へのお土産品の内として 2 幅対の鶴の絵を描くよう仰せつかり、ありがたいことである。書画 2000～3000 枚分のお手当として千種様へ 300 両余の金が送られたとの事である。

〔井上三郎右衛門・おみとあて慶雲書状〕2-19-B-9

⑤青蓮院の宮

今月 24 日青蓮院の宮(尊宝法親王)からお招きがあり参殿したところ能楽を命じられ、その後奥に通されお居間のような部屋の炬燵の辺で常服で隔意なくお話しされ、芸事のお褒めの言葉を頂き、その上今正月禁裏からのお年玉として到来物の大和錦菊の織にうら紫の塩瀬の紙入を御つづから頂戴し、お菓子一折も拝領した。「以後は度々参殿してほしい。歌の話、鶴の席画なども見たい。乱筆の相手も頼む」と仰せられ、26 日にもお雛子があり参殿したところお相手を仰せつけられた。

〔善左衛門・三郎右衛門宛端木書状〕9-19-B-14

⑥端木の活躍

(私の事を)楽隠居だと人は思っているだろうが早朝から太鼓の稽古人が詰めかけ、晩は笛の稽古、歌の弟子もあり一・六の日を休日としてその日は終日絵を描いている。また、その隙間隙間には所々へ招かれ遊びに行き誠に寸暇なく老体は疲れている。

〔井上三郎右衛門・お琴宛広人書状〕9-19-B-11

⑦法橋補任状を賜る

粟田宮御内より三人の衆のとりなしで宮様より法橋の位を給わり、8月1日お礼に参殿したところ、料理を下されその席で坊官・隠岐大輔殿が持ち出られた御補任・御朱印を頂戴した。これは俗官に当てはめると上六位とのことだ。

〔三郎右衛門宛 書状〕 2-19-B-2

⑨ 法橋位はく奪

それゆえ一時も早く死にたいとのみ思う。私も国を發つ時はぜひ法橋の位も取返し家格をも、と思ったが、それが叶ったところで百姓の身上を誰が知ろうか。いらぬ付け焼刃をして若輩者と人に笑われるだろう。世捨て人ゆえ宮様や堂上人に面会しても却ってあしらいも良く安心だ。

〔善左衛門・お文宛慶雲書状〕 2-19-1A-16

⑩ 法橋位取り戻しにつき小林金之助の回答

法橋の件お伺いの事承知いたしました。評定所留役^{ひょうじょうしょとめやく}※御勘定青山九八郎様懇意の者に頼んで尋ねたところ、去る文政 10 年に代官から伺書が提出され種々内評し「これは容易には済む事ではない。その訳は堂上様方が免許したい事はすべてその趣を^{きんりづき}禁裏付^{きんりづき}※役人へ申し立て取り計らわなければならないが、それをせずに免許してしまうのは許されないことである。先年も別件で医師身分の者を同様に差し免じた例は極めて悪例で、評定所一座の衆から禁裏付へ懸け合いがあり御改革になるかもしれないということがあったので、この問題を解決するのはとても難しく、仮に解決したとしてもすぐの事にはならない」と九八郎様が申されたとそうです。それで「頼み方によって何とかならないか」と厚く相談したが、「内評が済む前に伺書が提出されていればどうにか取り計らえたが、もはや内実は前書のように取り決めている様子なので現今にてはどうしようもないであろう」と懇意の者が申すので、この上は天にお任せするより他ないであろうと存じます。しかし(法橋の位を)絶対に取り戻せぬというわけでもないの、神仏に祈られるのがよろしいかと存じます。何とかしたいと種々工夫したのですが行き届かなかったのでこの有様を申し上げますが、けしてご他言なさいませんように。この事が他に漏れては九八郎様のお立場にも関わるので堅くご他言なさいませんように。

〔端木宗匠宛小林金之助書状 9-19-B-2〕

※評定所留役…江戸幕府の最高司法機関。寺社・町・勘定の三奉行の評定所一座で各自が専決できない重大事件や管轄のまたがる訴訟などを合議、裁判した。評定所留役は事件の下調べや書類の作成など、奉行に代わり実務や審議を担当した吏員。

※禁裏付…禁裏・院中・門跡ら官方一切のことを管掌し公家衆を監視し変事があれば京都所司代に報告した。

⑩ 京の同居人おます

★ますへの挨拶も度々書状にお書き加え下さり忝いと(ますが)申している。くれぐれもよろしくお伝え下さいと申している。朝暮よく働き、買い物、使いにも出してくれ、私への世話は行き届いているが耳の遠いのと躰が高いのには困っている。

〔三郎右衛門宛慶翁書状 2-19-B-6〕

★拙者ども病後ゆえ、とりわけ(暑さが)凌ぎ難く思う(中略)ますの介抱人に召し抱えた女も大病で早々に宿へ引取り、この女の母と姉も同病で死亡したとのこと。その代わりに先年雇っていた磯之という老女が「大変困っているの何とぞ雇ってほしい」と言ってきたので

73歳で耳も遠く動作も鈍いが仕方なく先日から養っている。2人の女は耳が遠く癩癩ばかり起こすので一層暑さがこたえる。〔老ノり事 2-19-B-6〕

★小ゆみという老芸子は2、3度小野・大橋氏などの振る舞いで出会った。文留を合わせてみたところ至って上手、青葉などは特別優れている(この部分意味不明。御座敷遊びの一種か?)。その小ゆみがうちへ来て「あなた様は独身と承りました。私も最早身を引く時期です。飯炊きに置いて下さいませんか。少しも給銀はいりませんが母がいるので母に月100 足ずつ遣わして下さればそのほかに望みはありません」と言う。しかし老狐のこと、至って恐ろしく断りを申し入れた。このような大変もある。皴面の丸頭になっても据え膳にあうとは奇妙奇妙、御一笑下され。〔善左衛門・お文宛慶雲書状〕2-19-A-16

⑪ 端木の死 (三郎右衛門の記録)

(端木が)大病なので一同心配し見舞い上京。7月 27 日の夜少々快方に向かい国元の舟が大坂に着いたので「帰国させよ」と仰せられたが大病中なので医師に相談したところ「強いて止めてはお気に障るだろう」と言うので不本意ながら本人の意に従い出発。15日曉座敷前から高瀬舟に乗り三郎右衛門・喜兵衛・熊蔵が供をし、大村昌斎(樵斎)老同舟で下り伏見で舟を取り換え角倉様御役人伊倉氏は兼て懇意なのでそれぞれ舟を申付けて下さり穏やかに下った。枚方で大村老が下船する際診察をされ「少しも問題はない」と申されたので一同安心していましたが、枚方より2里ほど下ったあたりで腹が差し込むと申されたので薬を差し上げたが次第に悪化。暮過ぎに玉水町天満屋喜右衛門宅へ上がり即刻奈良林栄作(楢林栄建力)という医者を迎えて治療を頼んだが、夜四ツ時(午後 10 時頃)命終された。舟に乗ったのが体に障ったのでは、とひたすら残念に思う

〔天保11年7月 上京留主中日記〕7-21-15

⑫ 岸駒

★(依頼された)岸駒の半切画の事だが、頼んだところ、最早近来は2歩(1両=4歩)、3歩の半切などは断るとのこと。しかし、私は弟子なので押して頼んだところ、新たに描くことはしないが下地の書き置いたのを探し出してやろうとの事で1枚貫い受けた。唐紙で金1両の値打ちの物と見受けられた(中略)近来にないよい半切なので幸福なことだ。1両(400 足)から500 足位の値段のものはいつでもあるが、このような事は二度とないだろう。

〔善左衛門・三郎右衛門宛端木書状〕9-19-B-14

★先生は御所の御用でも彩色画は断られる。それでも国元の親類の依頼なのでなんとか描いてもらえないかと頼むと「それなら『本来彩色で描くべきところ、こいう理由で墨画で描いてもらった』と箱蓋裏書きに認めるなら描いてもよい」と引き受けて下さった(中略)1幅2両3歩(3幅対は7両)の決まりだが私の取次なので3歩か1両位で許して下さるだろう。

〔宛名差出人不詳書状〕2-19-B-2

★このところ京から岸雅楽介-今は越前介と称す-が来て城中張り付きで描いている。大層な行列で参城している。この人は当国(加賀)の生まれなので故郷に錦を飾るという意味合いなのだろう。昔この国で少女に絵を担がせ売り歩かせた位の貧しい人が今どきは京で相応に暮らしている。誠に人の貧富は分からぬものだ。(慶雲宛隻丘書状) 2-19-A-42

⑬文政 13 年の京都大地震・洪水

★この度の地震にもまた命が助かりこの身は如何なる罪人かと悲しく思う。

〔年未詳 7月 13日 宛名差出人なし書状〕 2-19-A-84

★この度の大地震で人が死に怪我人数多あるが、いつもの生き上手で又命拾いをした。

〔年未詳 7月 13日 三郎右衛門お文宛慶翁書状〕 2-19-A-89

★地震も今だ収まらないが日々少々ずつの揺れなので最早慣れて何とも思わない(中略)その後大雨洪水で清水の回廊などは流れ落ちたほどで町方も所によっては大破損がある由だが私の住居辺は無難であった。

〔井上雅丈宛小原翁書状〕 2-19-A-61

⑭天保の飢饉・疫病流行

★とかく疫病流行、灘屋三郎右衛門の内儀もこの頃重篤になり、そのほか近所の人も3、4人も亡くなった。日本中のことと思うので用心するように。

〔三郎右衛門宛慶雲書状〕 2-19-B-6〕

★乞食風の者の死者数知れず、目も当てられぬほど多く下獄の有様だ。

〔書状〕2-19-B-1

★今年の夏は大変な冷夏だったのに土用前から暑さが厳しく近來にない厳しさ。その上また病人多く私も病後で凌ぎ難い。京中の乞食は今月上旬までに 3500 人死に、南無地藏という墓所へ捨てられて近辺の寺で仏事を執り行っている。卒塔婆にその人数が書きつけてあるので見て驚いている。

〔老いのくりごと〕2-19-B-6

⑮大塩平八郎の乱の風聞

十九日朝辰の刻から天満辺が火事だ、と申し町内騒いでいたところ、昼頃より大火になり後に出勤した者も見物人は勿論、命からがら逃げ去りあれこれ話している評判は次の通り
武家と思われる頭立ちの人々6・7人が数百人の家来を引き連れ各々鎧兜・長刀を水車に立て、7、8艇の大車に乗せた大筒の火花を散らし、早朝に天満御社権現御社をはじめ島地・三井・岩木・天甚・天忠その他大家を見かけると家内へ大筒を打ち込み、邪魔になるものは切り払っていたが、火消方の役人数千人に切立てられ一先ずは逃げ去るところ、なお狼藉を働いたので淀・尼崎近辺の大名衆がご加勢、いずれも乱軍となり死人数知れず、竹鍵に頭を貫き首なくして臥している者も大勢いるとか。お堀の前 10 丁ばかりは両側に陣を取り固め目覚ましい事である(中略)狼藉者の頭はこれまで名高き大塩・勢田・渡辺、この与力衆に他役も3人、都合6人大将にて天照皇大神宮という白旗を建てて焼き廻った由、

この人々は今だに行方知れずで、その屋敷も皆焼失、家内の者も一人残っていないとの評判。言語を絶する大変(中略)万一この書付を見せよという人があれば、この部分だけ書き改めて見せよ。

〔三郎右衛門宛書状〕 2-19-B-6

⑩天保9年2月4日稲荷町の大火

この前小林様からの手紙で倉敷大火があった由、いかがかと心配していたところ、水沢氏から並河(京都の水沢家の親戚)への手紙によると稲荷町が火元で新川の方へ広がったとの事。またその後は川西町で10軒ばかり焼けたとの事だが、これは大方貸家のうちであると思うと甚だ気遣わしく思われる。

〔宛名不詳慶翁書状 2-19-B-6〕

⑪天保10年春の豊熟都大踊

天保10年3月頃、ここかしこの寺社が賑わうことがあり、若者たちが様々の姿で群れて行き交うのを見る人々も共に浮かれて、我も我もと老いも若きも綾錦のよい絹で旅の装いの姿をし、女は益荒男の格好をして、思い思いに面白い面持ちで腰に鈴鳴子をたくさん下げ洛中を戯れ歩き、歌うのを聞けば「千世と千世と」または「まけなよ、まけなよ」と声々に叫び、手拍子・足ならしを合わせ踊るのは夜昼のけじめなく、心も空ろになり、身分の高い雲上人の所へも畏れなく群れつつ入っていく。町中に満ち満ちている様子は春秋の花もみじが嵐に吹き乱れて散り敷く心地がする。このような賑わいは神代にも聞いたことがないと驚くばかりである。

〔和歌書付 2-22-A-1〕